

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画の目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。読書には体系的な知識が得られる、自らが体験していないことも疑似体験ができる、本を介して人と人がつながり、新たな活動が行われるといった効果もあります。

しかし、近年、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大や、GIGA スクール構想(\*1)に基づく1人1台端末などの学校のICT(\*2)環境整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、特にインターネットやSNS(\*3)、スマートフォンなどの情報通信機器の急速な発達・普及によるコミュニケーションツールの多様化が子どもの読書環境に大きな影響を与えるとともに、伝統的な「紙の本」という書籍の形態にも大きな変化が生じています。瞬時かつ簡易に多様な情報が入手できるようになった反面、このような大きな環境変化の中で子どもの興味や関心の多様化が進み、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されています。

子どもは本との出会いの中で、楽しみながら自然に、他人を思いやる心や人生の知恵を学びます。また、幼児期の読みきかせは心の発達に大きな影響を与え、その後の子どもの心と健全な成長を促すことになります。子どもが自分の成長や興味に応じた読書を通じて楽しい経験を積み重ね、自分に向き合い思いを深めたり、考えを伝え合い他者を思いやる力が育まれるよう、また、思考力や表現力を養い、生きる力を身につけることができるよう引き続き子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

こうした状況において、市では令和2年3月に「鴻巣市子ども読書活動推進計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、子どもたちが読書に親しむ機会と読書環境の整備・充実にと努めてきました。

今回の「第2次鴻巣市子ども読書活動推進計画」(以下「第2次計画」という。)は、第1次計画の取組と成果を踏まえ、子どもが読書の楽しさを知り、本にふれる機会や本を読むための環境をより一層充実するために策定しました。

## 2 子どもの読書活動に関する国や県の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、現在、国は「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」を策定し、子どもたちの読書習慣の形成や読書への関心を高める取り組みを充実することを挙げています。

それを踏まえ県では令和6年7月に「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」を策定し、家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供や環境の整備・充実、子どもの読書活動の横断的推進を図り、「全ての子どもたちに本との出会いを」を目指す姿としています。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、今後の社会情勢や子どもたちを取り巻く地域社会の変化等に応じて、適切に計画の見直しを行います。

## 4 計画の対象

本計画の対象は、子どもと子どもの読書に関わる大人とします。なお、本計画における「子ども」とは、おおむね18歳以下の者とします。

## 5 計画の推進・管理

本計画の推進にあたっては、図書館、学校などの関係機関、団体が情報や課題を共有し、連携・協力を図ります。また、本計画の推進状況について、毎年確認するとともに、庁内関係各課などで構成する推進会議において点検を行い、必要に応じて、計画の変更や施策の見直しを行っていきます。

## 6 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」や「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」を基に、市の「第六次鴻巣市総合振興計画」をはじめ「鴻巣市教育振興基本計画」等、関連する本市の各計画の実施計画として策定します。

